平成２６年（フ）第７３号
宮崎県延岡市大貫町５丁目1649番地３、前住所福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原227番地１シャルマンコート伊賀106号
債務者　石黒由美子（旧姓中山）
１　決定年月日時　平成26年９月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第３５８号
千葉県我孫子市南新木１丁目31番地の３Ｃ―102号　ロイヤルガーデンサウス
債務者　木原　彰彦
１　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３９６号
千葉県柏市柏４丁目６番12―603号
債務者　溜　明日香（旧姓藤田）
１　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４２３号
千葉県柏市酒井根２丁目15番21号　ハイム松ノ木Ａ―205号
債務者　山本　祥子（旧姓村田・吉野）
１　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第９５号
山口県宇部市上野中町６番25―105号、従前の住所山口県宇部市亀浦３丁目３番33―101号　セジュールタカ
債務者　藤津　邦子
１　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第９１号
福島県郡山市日和田町梅沢字後田42番地の12
債務者　伊藤　正彦
１　決定年月日時　平成26年９月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
福島県白河市東釜子字背戸原63番地
債務者　内山　美保
１　決定年月日時　平成26年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第５７２号
神戸市長田区重池町１丁目10番８―413号
債務者　清水　隆幸
１　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７９号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番４―901号
債務者　井上千鶴子
１　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０９号
神戸市長田区五番町４丁目30番地　市住29―709号
債務者　平山勝也こと平山勝成こと　申　勝成
１　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０７０号
愛知県瀬戸市窯町577番地の15
債務者　堤　良子
１　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３４７号
名古屋市天白区土原１丁目184番地の２　カロン土原403号
債務者　吉田　廣和
１　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７４号
北九州市八幡東区枝光４丁目14番11―201号
債務者　岡本　晋
１　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３８７号
北九州市小倉南区中吉田４丁目26番21号
債務者　岡本　智
１　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２２７号
佐賀市水ヶ江２丁目９番27号　パレス潤206号
債務者　三輪　紀子
１　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９８号
鹿児島県曽於市末吉町二之方6403番地７
債務者　深港　瞳
１　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係